

文教厚生委員会 議会報告会資料

平成27年11月15日(日)

当委員会は、市民部、福祉部、巢南庁舎管理部、教育委員会の所管に関する事項を調査する委員会です。

平成27年第2回定例会

【請願第1号】 所得税法第56条の廃止を求める請願

(請願説明) 地域経済の担い手である中小企業の経営を支えている家族従業員の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条により必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される家族従業員の働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされているため、社会保障や行政手続の面で弊害を生じている。青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条による差別も問題である。国際的には、家族従業員の働き分は必要経費に認められていることが多い。一番の問題は、家族従業員の労働が労働の対価として認められていないことであり、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求めるものであるとの説明を受けました。

(質疑) 白色申告でなく青色申告にすれば解決できることではないのか。

(答弁) 問題なのは家族従業員の労働が労働の対価として認められていないことである。認めてほしいなら青色申告をすればいいという話ではない。

(質疑) 第56条を廃止してどうなるべきと考えるのか。

(答弁) 所得税法第56条、57条の特例自体を見直すことが必要であり、世帯単位でなく個人単位の課税を原則とするべきである。

(質疑) 随分前から同様の請願が各地でなされているが、これまで状況が変わっていない現状をどう考えるのか。

(答弁) 国は青色申告をと言う前に、家族従業員の働き分が必要経費として認められていない現状をどう考え、どのようになくしていくかということをもっとやってもらいたいと考えている。

(補足説明) 第56条が家族従業員の働き分を必要経費として認めていないことが問題であるということはよく理解できるとの意見に対して、家族経営において、家事も仕事も担う女性にとって、第56条は女性に不利益を与えているのではないかと国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されており、女性の労働を正當に評価するためにも廃止するべきである。

(反対討論) 第56条のみを廃止しても、第57条が残れば請願の趣旨との整合性がとれないので反対である。国の法律であるので国に判断を委ねたいため意見書の提出については反対である。家族従業員の働き分を必要経費として認めない点については理解できるが、さらに審査の必要があるとして継続審査を求める意見がありました。

(賛成討論) 所得税法第56条については、現状に合っていないとの意見や、働いたら労働力の対価が支払われることはよくわかるが、これに代わる第57条でも申告してもよいということである。今後、自分もよく勉強したい。

対価の支払いとして、必要経費を認めないという一文については、時代背景にしては得策だったかもしれないので、賛成したい。

(採決) 本請願を不採択とする委員が3名、継続審査とする委員が2名となったため、委員長は不採択とすることに決定をしました。

(請願については、瑞穂市議会だより第49号でご確認ください。)

平成27年第3回定例会(8議案)

【議案第50号】

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の条例の一部を改正する条例について

(採決) 全会一致で可決

【議案第51号】

瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について

(採決) 全会一致で可決

【議案第53号】

平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(質疑) 税率を上げる時、3,000万円位の黒字を見込んでいたが、約1,000万円の黒字で終わった要因はなにか。

(答弁) 一人当たりの医療費は、平成26年度も引き続き増加している。税率を上げたことで5,000万円程の増収となっているが、実際の収入は、これに収納率を乗じた額となる。仮に保険税率を改正していなければ、赤字となっていた。

(採決) 全会一致で認定

【議案第54号】

平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(採決) 全会一致で認定

【議案第55号】

平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(説明) 監査委員より指摘された支出伝票と請求書のコピー、及び給食会計の合併時からの収支状況と平成24年度から平成27年度までの月別収支状況の資料により説明があり、不適正な会計処理については、請求書が分割され、それが発覚した経緯について、平成26年4月分に平成26年3月分の賄材料費が入っている。

(確認) 相手方の話では、当時の給食センター所長から電話依頼があり分割した。

(説明) 健全な事業運営がなされていないことについては、給食費と賄材料費の計画的な執行ができていなかったことが原因。

(質疑) 保護者に対してはどのような対応をするのか。

(答弁) 速やかに学校を通して、保護者にお詫びの文書を送付する。

(質疑) 単年度収支が、赤字になってしまう運営をしたことが問題であり、作為的ではなかったのかと疑ってしまう。

(答弁) 事務職員が病気で休んでおり、給食センター所長に、事務処理に余裕がなかったのではないかと疑ってしまう。

(質疑) 今日の説明は二度と通用はしない。チェック機能が甘く、同じ事を繰り返してもらいたくない。今後は、しっかり対応してほしい。

(対応策説明) 年間の執行計画を作成し、教育総務課長と給食センター所長で毎月見直しを行い、更に献立を作成している栄養教諭も交え、2か月に1回の調整会議を開き、教育長決裁を経て組織全体でチェックする体制をとり、善処していく。主食・副食などに分けた個数、日数など詳細な月別の年間執行計画を立てていきたい。

(反対討論) 違法性のある決算なので、認定できない。

(採決) 賛成者多数で認定

【議案第61号】

平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(質疑) 繰越金で当初予算1億円、今回1億7千万円補正しているがこの意味合いは。

(答弁) 例年はもっと少ない金額の当初予算額であったが、実績を見込んで1億円を当初予算額とした。

(採決) 全会一致で可決

【議案第62号】

平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(採決) 全会一致で可決

【議案第63号】

平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(採決) 賛成者多数で可決

平成27年度 文教厚生委員会に関する主要な事業執行確認

小学校教室空調機器整備事業(小学校7校)(視察確認)

事業総額 5億9,291万4千円

財源 国 1億1,321万6千円 市債 3億円 市 78万4千円

その他 1億7,000万円



<事業の経過>夏の暑さ対策のため、平成26年にエアコン設置を計画し、平成27

年補助金申請したが補助金が採択されず、補正予算にて設置を可決しました。

牛牧小学校校舎整備事業（視察確認）

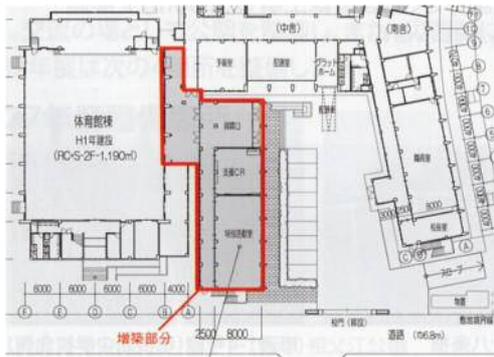
事業総額 8億4,600万円

財源 国 5,669万5千円 市債 5億4,600万円

市 2,830万5千円

＜事業の経緯＞児童数の増加が予測されるため増築している。

3階建 7教室 1特別活動室



西小学校校舎整備事業（視察確認）

事業総額 2億5,488万円

財源 国 7,089万7千円 市債 1億500万円

市 3,910万3千円



＜事業の内容＞

小中学校等施設管理計画に基づき、トイレの洋式化など、安全で快適性を図るため、大規模改修を行っています。

外壁改修、内装改修、屋上防水、トイレ洋式化

穂積中学校整備事業（視察確認）

穂積中学校技術棟改修

財源 市費 2,217万2千円

＜事業の経緯＞建築年が昭和47年で築43年経過しており老朽化が著しいため、施設管理計画に基づき改修工事を実施した長寿命化による。



校舎北側池埋立地の学校テニスコートの整備計画

平成27年度にテニスコートの整備工事。平成28年度に工事実施予定

<事業の内容>テニスコート5面（軟式用）部室、倉庫、トイレ、駐車場、駐輪場



本田第2保育所駐車場造成等工事（視察確認）



<事業の経緯>以前より借りている北側駐車場用地の返却要請があったことにより、代替駐車場整備が必要となった。南側道路計画（10m）による後退が必要であった。

生津小学校体育館天井改修工事（視察確認）



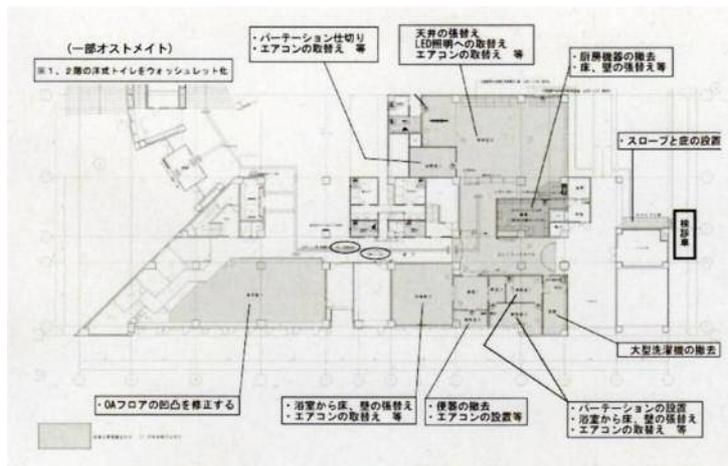
<事業の経緯と対策>

平成27年6月27日、天井が落下。前日の激しい雨による雨漏りが原因であった。現在、工事も終了し落下防止ネットを張り、落下防止対策を講じている。

福祉部の事業について

＊まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の地方創生先行型事業の中に、地域人材育成事業があり、地域の介護人材育成確保を目的とした資格取得研修及び介護現場への就業支援を実施されましたが、当委員会では、この事業主催が瑞穂市であることと民間事業者との関りについては、注意していただくべきとの協議会の意見であった。

＊瑞穂市総合センターの改修工事が完了し、社会福祉協議会事務所を総合センター2階から1階へ移転して、生活困窮者自立支援の相談業務が行われるようになったと説明がされた。自立相談支援事業及び住居確保支援事業などを実施しております。



<事務所移転の経緯>

本年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、自立相談・支援のためのスペースの確保（受付や会議室、相談室）が必要になり、旧デイサービスセンターなどを再活用するとともに、社会福祉協議会の本部機能も移転し、相談支援との一体性を図り、今後の福祉業務の広がりに備えることとなりました。

<事業の内容>

福祉センター改修事業

事業総額 4,508万円

旧施設の改修工事（天井の張替、LED照明工事、空調工事、床・壁の張替、パーテーションの設置）により、事務室、相談室3箇所、会議室2箇所あり。



<事業の効果>

建物の1階に明るく広い事務所スペースがあり、相談者がアクセスしやすくなるとともに、本部機能も一体となることで、相談体制が充実。社会福祉協議会では、福祉総合相談センター（愛称あいあいセンター）を設置し、福祉に関するさまざまな相談にワンストップで対応しています。（視察確認）